

川口市就学援助における新入学用品費の入学前支給について

◎支給の対象となるかた

次のすべての要件を満たすかた

①申請時に川口市に居住しており、かつ令和3年4月以降も継続して居住する

※入学式前に川口市外に転出するかたは、転出先の市区町村教育委員会にご申請ください。支給後にやむを得ず市外へ転出された場合、返金は求めませんが、二重支給を防止するため、川口市において支給を行った旨を転出先自治体に通知いたします。

②令和3年4月に川口市立の中学校に入学予定である

※令和3年4月より、国立・県立の中学校に在学するかたも、認定の条件を満たしていれば川口市就学援助の対象となる予定です。詳細につきましては、決定しだい川口市のホームページに掲載します。(令和3年2月頃)

※私立の中学校に入学する可能性のあるかたは、川口市立の中学校に入学が決定した時点でご申請ください。支給後に川口市立の中学校に入学しなかった場合は、返金していただくことになります。

③令和3年4月1日時点において、川口市の就学援助の受給対象者となる認定の条件を満たしている

※生計が同一のかた全員の令和元（平成31）年中の合計所得が就学援助の認定基準額を下回るかた。

※生計が同一のかた全員の年齢構成につきましては、令和3年4月1日を基準といたします。

※認定となる所得のめやすにつきましては、《就学援助のお知らせ》をご覧ください。

④転入等により、他自治体から新入学用品費を支給されていない

※川口市に転入する前に居住していた自治体から支給されているかたは、対象外となります。

◎申請方法

令和 年 月 日 () までに、必要書類を在学中の川口市立の小学校に提出してください。

※必要書類につきましては、《就学援助のお知らせ》をご覧ください。

※期限を過ぎても、随時申請を受け付けますが、期限後に令和3年度として申請する場合、申請書類の提出先は、進学を予定する中学校になります。

※期限後に提出した場合の支給日につきましては、令和3年3月以降となります。

※新入学用品費は、4月8日（木）までに申請があり、認定となった場合が支給の対象となります。

現在就学援助が認定となっているかたは、新規の申請は必要ありませんが、令和2年12月中旬に、「川口市就学援助 お子様の中学校進学に伴う異動報告書の提出に関するお知らせ」及び異動報告書を配付しますので、その異動報告書に必要事項をご記入のうえ、ご提出をお願いします。

◎支給額・支給日等

支給額：47,400円

支給日：令和3年2月26日（金）予定

支給方法：指定口座に振込み

◎留意事項

①様式第1号「就学援助新規申請書」の「就学校名称等」記入欄に、現在在学中の小学校とともに、進学予定の中学校を記入してください。

②新規に就学援助を申請されたかたの審査結果（認定または不認定）の通知は、学校を通じてお渡しいたします。

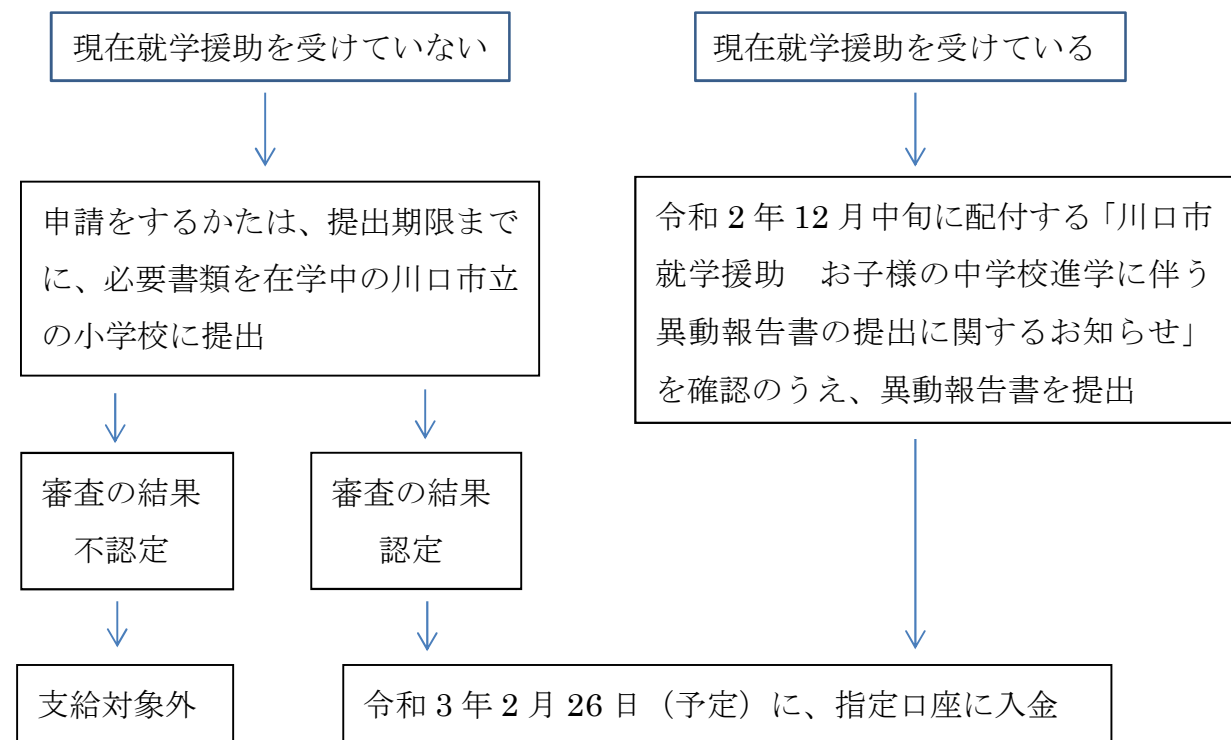
※現在就学援助が認定となっているかた（異動報告書を提出されたかた）へは、通知はいたしません。

③入学前に就学援助の認定を受けたかたは、継続して令和3年度の就学援助が受けられます（※）ので、改めて入学後に申請手続きを行う必要はありません。

※令和元（平成31）年中の所得により認定となるのは、令和3年4月から6月分までです。

7月分以降につきましては、令和2年中の所得により、あらためて審査いたします。

新入学用品費 入学前支給の流れ



問い合わせ先：

川口市教育委員会 指導課 庶務係

電話 048-259-7663